

熊谷市創業者応援補助金交付要綱

平成28年2月19日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、市内に事業所を設置した創業者に対し、その設置等に要する経費の一部について、市の予算の範囲内において熊谷市創業者応援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

2 前項の補助金に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則(平成17年規則第59号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「創業者」とは、熊谷市創業支援等事業計画に基づく支援を受けて創業した者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、創業者であって、次の各号(第1号にあっては、当該者が市内に住所を有している場合に限る。)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
 - (2) 市内に事業所(仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。)を設置し、又は設置しようとしていること。
 - (3) 創業した後において、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項各号に掲げる業種(農業、林業、漁業又は金融・保険業)以外の業種を営んでいること。
 - (4) 個人で現に事業を営んでいない者。
 - (5) 法人を設立して現に事業を営んでいない者。
 - (6) 熊谷市空き店舗等活用支援事業補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業を行う創業者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による許可又は届出を要する事業
 - (2) 日中の営業ができない事業
 - (3) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業
 - (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額

は、別表に掲げるとおりとする。ただし、国・県、他の団体等から創業に関連する補助（以下「他の補助」という。）を受ける場合にあっては、他の補助の対象となる経費を補助対象から除く。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする創業者（以下「申請者」という。）は、創業の日（申請者が、個人事業主である場合にあっては開業の日を、法人を設立している場合にあっては当該法人の設立の日をいう。）の翌日から起算して1年以内に熊谷市創業者応援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 開業届の写し（申請者が個人事業主である場合に限る。）
- (2) 登記事項証明書の写し（申請者が法人を設立している場合に限る。）
- (3) 申請者本人であることを確認できる書類の写し
- (4) 申請者の市税に滞納がないことを証明する書類（申請者が市内に住所を有している場合に限る。）
- (5) 創業計画書（様式第2号）又はこれに準ずる書類の写し
- (6) 確認書（様式第3号）
- (7) 領収書、内訳明細書その他の補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (8) 補助対象経費に係る成果物又は写真

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、熊谷市創業者応援補助金交付決定通知書（様式第4号）又は熊谷市創業者応援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするときは、当該交付について必要な条件を付すことができる。

（補助金の請求）

第7条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、熊谷市創業者応援補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 第6条第2項に規定する条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかつたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部の返還を取り消したときは、熊谷市創業者応援補助金交付決定取消等通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、前項の通知書により補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該補助金を返還しなければならない。

(事業報告の提出等)

第9条 交付決定者は、交付決定の日から1年を経過したときは、当該日から起算して30日以内に事業報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定するもののほか、交付決定者に対し、事業に関する必要な報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までに交付決定を受けた事業者に係る第3条から第9条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和4年2月16日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊谷市創業者応援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった創業者応援補助金について適用し、同日前に申請のあった創業者支援補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月24日決裁)

(この要綱の失効)

- 1 この要綱は、令和10年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、第3条から第9条までの規定はこの要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(令和8年1月5日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

別表(第4条関係)

区分	補助対象経費	補助金の額
事業所内外装工事費	事業所の内装又は外装の工事に要した費用	補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く。)の合計額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とし、当該額が200,000円を超える場合は200,000円)
広告宣伝費	創業した事業又は設置し、若しくは設置しようとしている事業所に係る広告費又はチラシの作成に要した費用	

- 注)1 「事業所内外装工事費」の補助対象経費については、申請者本人又はこれに準ずる者として市長が認める者が行った工事に係る費用を除く。
- 2 「広告宣伝費」の補助対象経費については、申請者本人又はこれに準ずる者として市長が認める者が作成した広告又はチラシに係る費用を除く。